

個人情報保護教育規程

(目的)

本規程は、国際レスキューシステム研究機構の従事者の個人情報保護規程遵守に資するべく、教育訓練を計画的、かつ効果的に行うべき事項を定める。

(対象)

本規程における教育の対象は、雇用関係にある当機構の神戸事務所従業員（正社員、契約社員、研究員、研究補助員、嘱託社員、パート社員、）とする。

(教育訓練内容)

教育訓練の内容は、個人情報に関するものとする。

教 育

(教育責任者)

教育責任者は、個人情報保護管理責任者があたり、教育訓練の企画・立案を統括する。

(教育責任者の役割)

教育責任者は次の業務を行う。

- ① 年度の教育計画の立案
- ② 教育実施（1回/年）
- ③ 実施結果の評価
- ④ 教育実施状況の報告

(実施報告)

教育担当者は、毎年、教育実施報告書を上長に提出しなければならない。

●教育実施報告書には、次の事項を記載しなければならない。

- ① 教育、訓練名及び内容
- ② 実施年月日
- ③ 対象者、人数
- ④ 教育、訓練時間
- ⑤ 講師名

(規程の実施)

本規定は、平成 27 年 4 月 1 日より実施する。

(規程の改廃)

本規程の改廃は、教育責任者の起案により、総会が行うものとする。

以上